



Title	復帰準備（対内）（政府調査団派遣等） - 防衛庁 （4）（防衛庁職員出張 外務省外交史料館レファレン ス番号：H220867）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.3 公開日：平成22年11月 26日 外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24 CD・ DVD番号：H22-006
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43394
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

防衛庁職員出張

秘密表示 (朱印)

要
ス
70

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	
付			
属			

発送日 昭和45年12月10日
 処理日
 発行者 大塚 検査

文書課長 (印) 126 公 信 案 (分類)

公信番号	米北 第 725 号	公信日付	昭和 45 年 12 月 10 日
大臣	主管	起案	昭和 45 年 12 月 7 日
政務次官	アメリカ局長	起案者	type 電話番号 2466
事務次官	参事官		
外務審議官	北米才一課長		
外務審議官			
官房長			
協議先	官房書記官 人評課長 安全保障課長		
受信者	在沖縄 高畑 大佐	発信者	香取 大佐
写送付先		(希望発送日)	月 日
件名	沖縄 米北 向衛官の一時帰京 長期出張中		

GA-2 140 務省 1 回覧番号 2874

米北 第 125 号
 昭和 45 年 12 月 10 日

沖縄復帰準備委員会
 日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名) 沖縄 米北 向衛官の一時帰京
 長期出張中

引用公・電信
 日付・番号

今般 向衛官より、貴局 米北 向衛官の一時帰京
 旨を以て申し、向衛官の一時帰京の旨を
 向衛官に申し、向衛官の一時帰京の旨を
 向衛官に申し、向衛官の一時帰京の旨を
 向衛官に申し、向衛官の一時帰京の旨を
 向衛官に申し、向衛官の一時帰京の旨を

(※印は文書課記入)

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属給便 (貨) 付属給便 (郵)

GA-2-1 外務省

写

外務省

米北/第126号
昭和45年12月10日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外務大臣

沖縄へ長期出張中の自衛官の
一時帰京

今般防衛庁より、貴地へ長期出張中の自衛官
3名に対し、別紙日程のとおり一時帰国せしめ
たい旨連絡越したので、委細別紙により了知あ
りたく貴事務所の事務等勘案のうえ、しかるべ
く措置ありたい。

付属添付

大

アメリカ局長
参事官

防衛庁

北米第1課長

防防第3517号
45.12.4

外務省アメリカ局北米第1課長 殿

防衛庁防衛局防衛課長



沖縄派遣自衛官の帰国について(依頼)

標記について、下記日程により帰国報告をさ
せたいので、現地へ連絡をお願いします。

記

2等陸佐	三木秀雄	46. 1. 4~46. 1. 11
2等海佐	福沢為雄	45. 12. 25~46. 1. 6
2等空佐	長谷清	45. 12. 28~46. 1. 8

要処理
首席事務官
前カ
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務





官房書記官
b1

安全保障部長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

防衛庁職員(自衛官)の沖縄在り派遣

46-3-8

米北- (法北)

防衛庁より、別添の説明書と提示し、
復帰準備の一環として自衛隊の広報、

これに同様の情報収集等を目的とする自衛
官を沖縄へ長期派遣した旨(当方表)向
(46年4月10日、47年3月31日表) (在米) 向

を打診した。

本件は 総理府と防衛庁とで話し合い
中の由であるが、(総理府は必ずしも前向き

な姿勢は見せていない趣)、派遣する際の
身分等は時局の指揮下に入ることになつて

いるので、必要あらば当方として防衛庁側を
サポートして差しつかえな...と思われ。

防衛庁職員と沖縄長期派遣について (46.2 防衛庁)

防衛庁には中々沖縄復帰準備の一環として現地に於ける恒常的
な広報活動、情報の収集等々着手する必要がある。

このため三年においては防衛庁職員を現地に長期派遣すること
とし昭和46年度において必要とする人員を編入した。

長期派遣の要員については派遣される職員は現状では沖縄北
方対策事務局として現任活動を行つたことが望ましく又予
想される業務の内容から見て現任の幹部自衛官である必要がある。

先づ現在沖縄の活動し得る日本の唯一の政府機関は沖縄北方対
策庁であり政府職員として長期に現地に滞在活動させるためには
沖縄北方対策庁職員を任命し、沖縄本島局長の指示に従つて
おろすことが適当である。

次に派遣する職員は任務が自衛隊広報に主たるため更に
従来の募集のための準備、情報収集については現場の業務に専念すること
で自衛隊の同様に本上にはおける場合と同様隊務に専念した現任
幹部自衛官に充てることが必要である。又このように現任事情上明
るに沖縄本島に充てられたことが適当と認められるから、これに適した

人物は自衛官の中から求められたい。(現任自衛官を派遣することから)

ツヒテハ 先に準備委員会事務局に派遣した者の自衛官の例を
見ても特にトウツヒて進めたいと思はれる。

以上のことより 隊員の長期中絶派遣を次のように措置したい。

1. 隊員の身分 陸上自衛官(ノ等)の等陸佐)を 総理府事務局
官(中絶北支那軍司令部)に併任する。

2. 任 務 (1) 自衛隊に属しての広報業務 及び情報収集

(2) 自衛隊に属しての日本政府領地疎開 琉球
政府手続の連絡調整

(3) 中絶中絶命令に対する防衛庁関連事項(防衛施設庁の
計画丁部局を除く)に属する補佐

3. 指揮監督 現地における業務遂行に關しては 中絶事務局長の指揮
に任ず。

4. 派遣方法 防衛庁長官の長期外國出張(第4条第22条)による。

5. 勤務条件 中絶事務局にありて勤務する。

6. その他 (1) 事務局手続に關しての便宜を得たい。

(2) 防衛庁との直接連絡を認めたい。

沖縄班 沖縄班

防衛省 10-110 - 22 乞 file

G. (2) は 防衛省 から

適当 返す

人
之
感

PS

○ 本部長

(但し 防衛省 からの
問題)

(本部長)
これは 防衛省 の 問題。

(防衛省 が 二 の 点 も 含 め て
当 方 の 支 持 を 求 め て 来 た

際 に は コマンド 的 立 場 の 取 り

○ 答 え に 二 然 り 上 ()